3　雇用環境・均等行政管理室に、室長及び雇用環境・均等監察官四人を置く。
4　雇用環境・均等監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。
5・6　（略）
（削る）

（削る）

第五十八条　削除

（自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官）
第五十九条　（略）
2～4　（略）
5　保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること（老健局及び障害保健福祉部並びに地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
6・7　（略）
（成年後見制度利用促進室、女性支援室及び生活困窮者自立支援室）
第六十条　地域福祉課に、成年後見制度利用促進室、女性支援室及び生活困窮者自立支援室を置く。
2・3　（略）
4　女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。）に関すること。
5　女性支援室に、室長を置く。

（新設）

（新設）

2・3　（略）
4　雇用環境・均等監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。
5　主任雇用環境・均等監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び雇用環境・均等監察官の行う事務の調整に当たる。
（女性支援室）
第五十八条　総務課に、女性支援室を置く。
2　女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。）に関すること。
3　女性支援室に、室長を置く。
（自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官）
第五十九条　（略）
2～4　（略）
5　保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること（老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
6・7　（略）
（成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室）
第六十条　地域福祉課に、成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室を置く。
2・3　（略）
4　消費生活協同組合業務室は、消費生活協同組合の事業に関する事務をつかさどる。
（新設）

（新設）

5　消費生活協同組合業務室に、室長及び生協検査官七人以内を置く。